

3 各種データ等

平成25年度公立小学校における英語教育実施状況調査の結果について

1 調査項目

1. 外国語指導助手(ALT)等の活用状況

- (1) ALT等の年間活用総授業時数(平成24年度実績・平成25年度計画)
- (2) ALTの活用人数の状況

2. 小学校教員の英語免許状所有の状況

3. 小学校教員の英語力の状況

4. 小学校教員の海外留学経験等の状況

2 調査対象学校数

(平成25年12月2日現在)

平成25年度学校数	20,394
-----------	--------

※なお、平成23年度「公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査（B票）」における平成22年度実績及び平成23年度計画についての調査対象学校数は次のとおり。

平成22年度実績	19,842
平成23年度計画	19,635

※「平成23年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査（B票）」においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市では、調査を行っていない。

3 調査基準日

特に指定がない場合、平成25年12月2日を基準日としている。

平成25年度「英語教育実施状況調査」の結果概要（公立小学校）

1. 英語を使用する機会の増加について　　《「提言3」に関すること》

(1) 公立小学校における外国語活動等の授業で、外国語指導助手（ALT）を授業で活用する時数については、平成22年度は54.4％、平成24年度は56.2％、平成25年度（計画）では57.9％となっており、増加傾向にある。

(2) 公立小学校における外国語活動等の授業で活用するために雇用等しているALTの総数は7,735人。ALT総数に占める割合は、JETプログラムによるALTが26.4％と最も多く、次いで、JETプログラム以外で自治体が独自に直接雇用しているALTが22.5％、請負契約によるALTが21.4％、その他のALT（地域人材のネイティブ・スピーカーなど）が17.0％、派遣契約によるALTが12.7％となっている。

2. 英語担当教員の英語力・指導力、学校・地域における戦略的な英語教育改善について　　《「提言4」に関すること》

小学校教員（小学校に所属し、授業を担当している者。）のうち、英検準1級以上又はTOEFLのPBT 550点以上、CBT 213点以上、iBT 80点以上又はTOEIC 730点以上を取得している者は、全体の0.8％、当該試験の受験経験のある者は、全体の31.0％となっている。

平成25年度公立小学校における英語教育実施状況調査

1. 外国語指導助手(ALT)等の活用状況

●「ALT」とは、外国語活動等の授業で、計画的・継続的に活用している外国人のことを指す。

(1) ALT等の年間活用総授業時数(平成24年度実績・平成25年度計画)

【平成24年度実績】

(あ) 外国語活動等総実施時数の計

	5年	6年	5,6年計
H24実績	1,340,528	1,344,146	2,684,674
H22実績	1,128,824	1,255,588	2,384,412

(い) (あ)のうち、ALT等活用総授業時数の計

※本設問の()内は、平成23年度「公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査」のH22年度実績

	5年	6年	5,6年計	
	活用時数	活用時数	活用時数	(あ)の時数に占める割合
ア. ALT(※任用・契約形態は問わない)	751,826 (643,698)	758,075 (652,674)	1,509,901 (1,296,372)	56.2% (54.4%)
イ. 留学生や日本人で英語に堪能な地域人材	200,518 (137,052)	195,877 (137,439)	396,395 (274,491)	14.8% (11.5%)
ウ. 中・高英語担当教員	24,374 (11,728)	31,465 (16,714)	55,839 (28,442)	2.1% (1.2%)
アイウの合計	976,718 (792,478)	985,417 (806,827)	1,962,135 (1,599,305)	

※ア、イ、ウ間で複数回答を可としている。

【平成25年度計画】

(あ) 外国語活動等総実施時数の計

	5年	6年	5,6年計
H25計画	1,314,663	1,336,552	2,651,215
H23計画	1,242,351	1,244,001	2,486,352

(い) (あ)のうち、ALT等活用総授業時数の計

※本設問の()内は、平成23年度「公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査」のH23年度計画

	5年	6年	5,6年計	
	活用時数	活用時数	活用時数	(あ)の時数に占める割合
ア. ALT(※任用・契約形態は問わない)	756,921 (696,114)	777,818 (692,630)	1,534,739 (1,388,744)	57.9% (55.9%)
イ. 留学生や日本人で英語に堪能な地域人材	196,915 (167,860)	198,708 (165,690)	395,623 (333,550)	14.9% (13.4%)
ウ. 中・高英語担当教員	26,553 (14,168)	34,455 (19,971)	61,008 (34,139)	2.3% (1.4%)
アイウの合計	980,389 (878,142)	1,010,981 (878,291)	1,991,370 (1,756,433)	

※ア、イ、ウ間で複数回答を可としている。

(2)ALTの活用人数の状況

	小学校におけるALT活用人数…(a)	(a)の(カ)合計人数に占める割合	(a)のうち、小学校のみにおけるALT活用人数…(b)	(b)の(カ)合計人数に占める割合
(ア)JETプログラムによるALTの人数	2,043	26.4%	217	6.0%
(イ)自治体が独自に直接雇用しているALTの人数	1,741	22.5%	810	22.5%
(ウ)派遣契約によるALTの人数	981	12.7%	505	14.0%
(エ)請負契約によるALTの人数	1,653	21.4%	1,001	27.8%
(オ)その他のALTの人数	1,317	17.0%	1,064	29.6%
(カ)合計人数	7,735		3,597	

※「その他のALT」とは、地域人材のネイティブ・スピーカーなどが含まれる。

※「小学校におけるALT活用人数…(a)」とは、中学校等と兼務している人数を含む。
同一ALTが2校以上の小学校で活用されている場合は、1名とカウントしている。

2. 小学校教員の英語免許状所有の状況

- 「教員」とは、調査基準日時点において小学校に所属し、授業を担当している者のことを指す。管理職も含む。非常勤講師は除く。
- 小中連携で、小学校外国語活動を担当するために、接続する中学校から来ている英語担当教員は除く。
- 「英語免許状」とは、中学校・高等学校の普通免許状、特別免許状を含む。

英語免許状所有者数…(a)	16,506	教員総数…(b)	348,884	英語免許状所有者(a)の教員総数(b)に占める割合	4.7%
---------------	--------	----------	---------	---------------------------	------

3. 小学校教員の英語力の状況

- 「教員」とは、調査基準日時点において小学校に所属し、授業を担当している者のことを指す。管理職も含む。非常勤講師は除く。
ただし、小中連携で、小学校外国語活動を担当するために、接続する中学校から来ている英語担当教員は除く。

該当教員数…(a)	(a)の内、英語能力に関する外部試験を受験した経験のある教員数…(b)	(b)の内、英検準1級以上等取得している教員数…(c)
348,884	108,293	2,925
((a)に占める割合)→	31.0%	0.8%
	((b)に占める割合)→	2.7%

※「英語能力に関する外部試験」とは、英検、TOEFL、TOEICを指す。

※「英検準1級以上等」とは、英検準1級以上以外にTOEFLのPBT550点以上、CBT213点以上、iBT80点以上またはTOEIC730点以上を指す。

4. 小学校教員の海外留学経験等の状況

- 「教員」とは、調査基準日時点において小学校で授業を担当している者のことを指す。管理職も含む。非常勤講師は除く。ただし、小中連携で、小学校外国語活動を担当するために、接続する中学校から来ている英語担当教員は除く。
- (b)「海外留学経験等」とは、海外にある学校や研修施設等へ通った実績を指す。

該当教員数…(a)	(a)のうち、海外留学経験等のある教員数…(b)			
	～1ヶ月未満	1ヶ月以上～半年未満	半年以上～1年未満	1年以上～
348,884	7,500	3,935	1,607	2,871
((a)に占める割合)→	4.6%			
((b)に占める割合)→	47.1%	24.7%	10.1%	18.0%

平成25年度公立中学校・中等教育学校(前期課程)における英語教育実施状況調査の結果について

1 調査項目

1. 生徒の英語力に関すること

- (1) 生徒の英語力の状況
- (2) 学習到達目標の「CAN-DOリスト」による設定・公表及び達成状況の把握の状況

2. 英語を使用する機会の増加に関すること

- (1) 授業における、生徒の英語による言語活動時間の割合
- (2) 「話すこと」及び「書くこと」における外国語(英語)表現の能力を評価するためのスピーキングテスト及びライティングテスト等のパフォーマンステストの状況
- (3) 外国語指導助手(ALT)等の活用状況
 - (3) -① ALT等の年間活用総授業時数(平成24年度実績・平成25年度計画)
 - (3) -② ALTの活用人数の状況
 - (3) -③ ALTの任用・契約形態の状況
 - (3) -④ 外国人教員、外国人非常勤講師及び海外経験を積み高度な英語力をもつ日本人英語教員の採用状況
 - (3) -⑤ 外国人教員、外国人非常勤講師の免許の取得状況

3. 英語担当教員の英語力・指導力等に関すること

- (1) 英語担当教員の英語力の状況
- (2) 英語担当教員の海外留学経験等の状況
- (3) 授業における、英語担当教員の英語の使用状況
- (4) 英語担当教員に対する集中的な研修の実施状況(平成24年度実績・平成25年度計画)
- (5) 小中連携の状況(平成24年度実績・平成25年度計画)
 - ①実施状況
 - ②取組内容

2 調査対象学校数

1. 市町村教育委員会数・学校数について

(平成25年4月1日現在)

平成25年度	市町村教育委員会数	学校数
	1,743	9,653

※なお、「平成23年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査(B票)」、平成23年度、24年度「『国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策』に係る状況調査」についての調査対象学校数は次のとおり。

	市町村教育委員会数	学校数
平成23年度(B票)	1,609	9,161
平成23年度(5提言)	1,606	9,161
平成24年度(5提言)	1,724	9,504

※平成23年度「公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査(B票)」、平成23年度「『国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策』に係る状況調査」においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市では、調査を行っていない。

3 調査基準日

特に指定がない場合、平成25年12月2日を基準日としている。

平成25年度「英語教育実施状況調査」の結果概要

(公立中学校・中等教育学校前期課程)

1. 生徒の英語力や学習到達目標について ≪「提言1」に関すること≫

- (1) 中学校第3学年に所属している生徒のうち、英検3級以上を取得している生徒は16.5%。取得はしていないが英検3級以上相当の英語力を有すると思われる生徒は15.7%で、合わせると32.2%となり、平成24年度調査結果より1.0ポイント増加している。
- (2) 「CAN-DO リスト」の形で学習到達目標を設定している学校は17.4%で、その内11.6%の学校では達成状況を把握している。平成23年度調査結果より「CAN-DO リスト」の形で学習到達目標を設定している学校は9.9ポイント増加、達成状況を把握している学校は6.4ポイント増加している。
- (3) 「話すこと」や「書くこと」の能力を評価するスピーキングテストやライティングテスト等を実施している学校は、第1学年では93.1%、第2学年では93.7%、第3学年では92.3%となっている。

2. 英語を使用する機会の増加について ≪「提言3」に関すること≫

- (1) 授業に占める英語を用いた言語活動の時間は、「おおむね言語活動を行っている」と「半分以上の時間、言語活動を行っている」を合わせた教員は、第1学年では52.5%、第2学年では47.0%、第3学年では43.1%となっている。
- (2) 中学校における英語の授業で活用するために雇用等しているALTの総数は6,548人。ALT総数に占める割合は、JETプログラムによるALTが34.7%と最も多く、次いで、請負契約によるALTが22.8%。JETプログラム以外で自治体が独自に直接雇用しているALTは19.1%、派遣契約によるALTは16.3%となっている。
- (3) 中学校で英語の授業を担当している教員のうち正規の外国人教員は8人、外国人非常勤講師は7人。

3. 英語担当教員の英語力・指導力、学校・地域における戦略的な英語教育改善について ≪「提言4」に関すること≫

- (1) 英語担当教員のうち、英検準1級以上又はTOEFLのPBT 550点以上、CBT 213点以上、iBT 80点以上又はTOEIC 730点以上を取得している者は、全体の27.9%（平成24年度27.7%）。当該試験の受験経験のある者は、全体の74.3%（平成24年度75.4%）となっている。
- (2) 授業における英語担当教員の英語使用状況は、「発話をおおむね英語で行っている」と「発話の半分以上を英語で行っている」を合わせた教員の割合が、第1学年では44.5%、第2学年では42.9%、第3学年では41.2%となっている。
- (3) 都道府県・指定都市が主催した英語担当教員に対する研修の実施状況は、平成24年度に国内研修を実施した教育委員会が47.8%（平成23年度26.9%）、海外研修が6.0%（7.5%）となっている。

平成25年度公立中学校・中等教育学校(前期課程)における英語教育実施状況調査

1. 生徒の英語力に関すること

(1) 生徒の英語力の状況

●「英検3級以上相当の英語力を有すると思われる生徒数」とは、英検3級以上は取得していないが、相当の英語力を有していると英語担当教員が判断する生徒の人数を指す。

※本設問の()内は、「平成24年度『国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策』に係る状況調査」の結果。

生徒数及び割合	中学校第3学年に所属している生徒数・・・(a)		(a)の内、英検を受験したことがある生徒数・・・(b)		(b)の内、英検3級以上を取得している生徒数・・・(c)		(a)の内、英検3級以上相当の英語力を有すると思われる生徒数[(c)以外]・・・(d)		(c)と(d)の計	
	1,093,466	(1,086,444人)	346,949	(340,582人)	180,637	(175,949人)	171,414	(163,400人)	352,051	(339,349人)
	((a)に占める割合)→		31.7%	(31.3%)	16.5%	(16.2%)	15.7%	(15.0%)	32.2%	(31.2%)

(2) 学習到達目標の「CAN-DOリスト」による設定・公表及び達成状況の把握の状況

●「CAN-DOリスト」とは、英語を使って実際にどのようなことができるようになるのか、その能力を記述したものを指す。

●「公表」とは、「学校だより」や「英語科通信」等で紹介したり、学校のホームページに掲載したりなどすることで、生徒、保護者及び地域住民に広く伝えている状態のことを指す。

●「達成状況の把握」とは、テスト等の実施により、学習到達目標の達成状況を客観的に把握している状態を指す。

※本設問の()内は、「平成23年度『国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策』に係る状況調査」の結果。

学校数及び割合	「CAN-DOリスト」により学習到達目標を設定している学校数・・・(a)		(a)の内、「CAN-DOリスト」を公表している学校数		(a)の内、達成状況を把握している学校数	
	1,681	(684)	358	(164)	1,123	(480)
	17.4%	(7.5%)	3.7%	(1.8%)	11.6%	(5.2%)
	((a)に占める割合)→		21.3%	(24.0%)	66.8%	(70.2%)

2. 英語を使用する機会の増加に関すること

(1) 授業における、生徒の英語による言語活動時間の割合

「外国語(英語)」の授業において、ペア・ワークやグループ・ワーク等で生徒が英語で言語活動をしている時間の、1単位時間の授業に占める割合(%)

●ペア・ワークやグループ・ワーク等とは、生徒間でのやり取りを基本とする。ただし、教員が英語を用いて、生徒とやり取りを行う時間等も含む。

●言語活動とは、現行の学習指導要領に規定されている言語活動のこと。

例:「聞いたり読んだりしたことなどについて、問答したり意見を述べ合ったりなどすること。」など。

●英語担当教員とは、教員免許「外国語(英語)」を所有し、かつ調査時点で英語の授業を担当している管理職、教諭、助教諭及び非常勤講師を指す。非常勤講師は除く。

●該当学年ごとに、1単位時間で生徒が英語で言語活動をしているおおよその割合に該当学年を担当する教員数を示している。

該当学年	1年	2年	3年
学年を担当する英語担当教員総数	16,027	15,756	15,933

授業に占める言語活動の時間の割合	該当する英語担当教員数					
	1年		2年		3年	
授業中、おおむね言語活動を行っている(75%程度以上～)	2,042	人 12.7%	1,634	人 10.4%	1,580	人 9.9%
半分以上の時間、言語活動を行っている(50%程度以上～75%程度未満)	6,373	人 39.8%	5,773	人 36.6%	5,295	人 33.2%
半分未満の時間、言語活動を行っている(25%程度以上～50%程度未満)	6,694	人 41.8%	7,159	人 45.4%	7,514	人 47.2%
あまり言語活動を行っていない(～25%程度未満)	918	人 5.7%	1,190	人 7.6%	1,544	人 9.7%
合計	16,027		15,756		15,933	

(2)「話すこと」及び「書くこと」における外国語(英語)表現の能力を評価するためのスピーキングテスト及びライティングテスト等のパフォーマンステストの状況

- 「各校の実施回数」とは、当該学年の生徒全員を対象としたテストについて、1校当たりの回数を指す。
- 音読テストは、本調査においては、「読むこと」の技能を評価するものとし、スピーキングテストに含めない。
- 「ライティングテスト」は定期テストの出題も含む。ただし、学習指導要領に示す言語活動(「聞いたたり読んだりしたことについてメモをとったり、感想、賛否やその理由を書いたりなどすること。」、「身近な場面における出来事や体験したことなどについて、自分の考えや気持ちなどを書くこと。」、「自分の考えや気持ちなどが読み手に正しく伝わるように、文と文のつながりなどに注意して文章を書くこと。」)に沿って各学年の学習段階を考慮した評価とし、語彙、語法、文法知識のみを問うような問題は含めない。

	実施する		実施しない	
(ア) 第1学年	8,965	93.1%	669	6.9%
(イ) 第2学年	9,040	93.7%	607	6.3%
(ウ) 第3学年	8,923	92.3%	741	7.7%

※実施する(実施した)場合、

【各校の実施回数の合計を示している】

		(ア)	(イ)	(ウ)
スピーキングテスト	スピーチ	12,582	11,774	11,395
	インタビュー(面接)	10,077	10,243	10,220
	プレゼンテーション	3,781	4,609	4,823
	ディスカッション	292	672	1,017
	ディベート	55	286	781
スピーキングテスト総合計		26,787	27,584	28,236
ライティングテスト(エッセイ等)		18,522	21,061	23,596
その他(※下記に詳細記述)		646	723	740

※「その他」を選択した学年がある場合、その内容を記述する(同様の内容のものはまとめる)。

グループによるロールプレイ、ストーリーテリング、チャット(自由英会話テスト)、テーマトーク、音読テスト、暗唱テスト、スキット、インタラクティブフォーラム形式での話し合い活動、グループディスカッション、プレゼンテーション、Pen Pal Letters、創作英語劇、フォニックステスト、ピクチャー・ディスクライビング、絵本の読みきかせ、チャンツテスト、ジェスチャーパフォーマンス、ビデオレター、4コマ漫画など。

(3) 外国語指導助手(ALT)等の活用状況

- 各自治体や学校によって様々な呼称があると考えられるが、本設問における「ALT」とは、英語の授業などで、計画的・継続的に活用している外国人のことを指す。英語以外の外国語を担当するALTは含めない。

(3) ①ALT等の年間活用総授業時数(平成24年度実績・平成25年度計画)

- 1単位時間は50分として計算する。単位時間の計算によって生じた小数点以下端数については、全て切り捨てて計算する。
- (a)では、各学校の第1学年から第3学年までの全ての学級における外国語(英語)の年間総実施授業時数の合計を示している。
(b)では、(a)のうちALT等を活用した総授業時数の合計を示している。
- (a)には、外国語の授業以外(総合・特別活動)の時数は含めない。選択教科の外国語は含む。
- 英語以外の外国語の授業時数は含めない。

【平成24年度実績】

	(a)総実施時数の計	(b)ALT等活用総授業時数の計	(a)に占める(b)の割合
ALT(※任用・契約形態は問わない)	12,819,086	2,647,261	99.4%
留学生や日本人で英語に堪能な地域人材		16,005	0.6%
合計	12,819,086	2,663,266	20.8%

【平成25年度計画】

	(a)総実施時数の計	(b)ALT等活用総授業時数の計	(a)に占める(b)の割合
ALT(※任用・契約形態は問わない)	12,818,387	2,738,487	99.3%
留学生や日本人で英語に堪能な地域人材		19,022	0.7%
合計	12,822,387	2,757,509	21.5%

(3)－②ALTの活用人数の状況

- 人数は、年間の契約人数の総数ではなく、調査基準日時点での人数。
- 「その他のALT」とは、地域人材のネイティブ・スピーカーなどが含まれる。
- 「中学校におけるALT活用人数…(a)」とは、小学校等と兼務している人数を含む。
同一ALTが複数の中学校で活用されている場合は、1名とカウントしている。

	中学校におけるALT活用人数…(a)	(a)の(カ)合計人数に占める割合	(a)のうち、中学校のみにおけるALT活用人数…(b)	(b)の(カ)合計人数に占める割合
(ア)JETプログラムによるALTの人数	2,275	34.7%	458	17.4%
(イ)自治体が独自に直接任用しているALTの人数	1,251	19.1%	418	15.9%
(ウ)派遣契約によるALTの人数	1,065	16.3%	642	24.4%
(エ)請負契約によるALTの人数	1,492	22.8%	851	32.4%
(オ)その他のALTの人数	465	7.1%	257	9.8%
(カ)合計人数	6,548		2,626	

(3)－④外国人教員、外国人非常勤講師及び海外経験を積み高度な英語力をもつ日本人英語教員の採用状況

- 「外国人教員」とは、日本の教員免許を所有し、調査基準日時点において英語の授業を担当している者の内、当該指導言語のネイティブ・スピーカー等の日本国籍を有しない者を指す。非常勤講師は含まない。
- 「外国人非常勤講師」とは、日本の教員免許を所有し、調査基準日時点において英語の授業を担当している者の内、当該指導言語のネイティブ・スピーカー等の日本国籍を有しない者で、非常勤講師として勤務している者を指す。
- 「外国人特別非常勤講師」とは、日本の教員免許を所有しないで、調査基準日時点において英語の授業を担当している者の内、当該指導言語のネイティブ・スピーカー等の日本国籍を有しない者で、特別非常勤講師として勤務している者を指す。
- 「海外経験を積み高度な英語力をもつ日本人英語教員」とは、調査基準日時点において中学校で英語の授業を担当している者(管理職も含む)の内、複数年以上にわたる長期の留学や勤務の在留経験などがあり、ネイティブ・スピーカーと同程度の高度な英語運用能力(目安として、少なくとも英検では1級、TOEFLのiBTでは110点以上、TOEICでは945点以上)を有する者を指す。非常勤講師を除く。

※本設問の()内は、平成24年度『国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策』に係る状況調査の結果。

外国人教員数…(a)	8	人	(7人)
外国人非常勤講師数…(b)	7	人	(17人)
外国人特別非常勤講師数…(c)	327	人	(--)
海外経験を積み高度な英語力をもつ日本人英語教員数…(d)	1,062	人	(1,590人)
合計人数	1,404	人	(1,614人)

(3)－⑤外国人教員、外国人非常勤講師の免許の取得状況

外国人教員数…(a)	普通免許状	2人	14.3%	その他	0人	—	合計	8人
	特別免許状	1人	14.3%					
	臨時免許状	5人	71.4%					
外国人非常勤講師数…(b)	普通免許状	0人	0%	その他	0人	—	合計	7人
	特別免許状	1人	40.0%					
	臨時免許状	6人	60.0%					

3. 英語担当教員の英語力・指導力等に関すること

(1)英語担当教員の英語力の状況

- (a)「英語担当教員」とは、教員免許「外国語(英語)」を所有し、調査基準日時点において中学校で英語の授業を担当している者を指す。管理職も含む。非常勤講師は除く。
- 「英語能力に関する外部試験」とは、英検、TOEFL、TOEICを指す。
- 「英検準1級以上等」とは、英検準1級以上以外にTOEFLのPBT550点以上、CBT213点以上、iBT80点以上またはTOEIC730点以上を指す。

※本設問の()内は、平成24年度『国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策』に係る状況調査の結果。

該当教員数…(a)		(a)の内、英語能力に関する外部試験を受験した経験のある英語担当教員数…(b)		(b)の内、英検準1級以上等を取っている教員数…(c)	
30,813	人 (30,697人)	22,903	人 (23,148人)	8,607	人 (8,507人)
((a)に占める割合)→		74.3%	(75.4%)	27.9%	(27.7%)
		((b)に占める割合)→		37.6%	(36.8%)

(2) 英語担当教員の海外留学経験等の状況

- (a)「英語担当教員」とは、教員免許「外国語(英語)」を所有し、調査基準日時点において中学校で英語の授業を担当している者のことを指す。管理職も含む。非常勤講師は除く。
- (b)「海外留学経験等」とは、海外にある学校や研修施設等へ通った実績を指す。高等学校卒業段階までに海外に在留し、現地にある学校へ通った経験を含む。

該当教員数…(a)	(a)のうち、海外留学経験等のある教員数…(b)			
	～1ヶ月未満	1ヶ月以上～半年未満	半年以上～1年未満	1年以上～
30,813 人	4,722 人	4,192 人	2,881 人	2,605 人
((a)に占める割合)→	46.7%			
((b)に占める割合)→	32.8%	29.1%	20.0%	18.1%

(3) 授業における、英語担当教員の英語の使用状況

該当学年	1年	2年	3年
学年を担当する英語担当教員総数	16,027	15,756	15,933

教員の英語使用状況	該当する英語担当教員数					
	1年		2年		3年	
発話をおおむね英語で行っている (75%程度以上～)	1,152	7.2%	950	6.0%	1,002	6.3%
発話の半分以上を英語で行っている (50%程度以上～75%程度未満)	5,981	37.3%	5,809	36.9%	5,568	34.9%
発話の半分未満を英語で行っている (～50%程度未満)	8,894	55.5%	8,997	57.1%	9,363	58.8%
合計	16,027		15,756		15,933	

(4) 英語担当教員に対する集中的な研修の実施状況

- 本設問における「集中的な研修」とは、中学校の英語担当教員を対象として、複数日にわたって学習指導要領に基づく授業の展開方法や、具体的な言語活動の指導や評価の方法などについて理解と実践を深めることで指導力の向上を図る研修(小学校教員や高等学校の英語担当教員との合同研修も含む)のことを指す。研修が断続的に複数日にわたって行われる場合も含む。
- 研修の受講が、自費によるものか公費によるものかは問わない。

※本設問の()内は、平成24年度『「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策」に係る状況調査』の平成23年度実績。

【平成24年度実績】

	市町村教育委員会が主催した研修				都道府県・指定都市教育委員会が主催した研修			
	国内で実施した研修		海外で実施した研修		国内で実施した研修		海外で実施した研修	
実施した教育委員会の数	146	(51)	5	(6)	32	(18)	4	(5)
	8.4%	(3.0%)	0.3%	(0.3%)	47.8%	(26.9%)	6.0%	(7.5%)
研修を受講した教員数	3,515 人	(1,301人)	9 人	(11人)	2,990 人	(2,693人)	29 人	(29人)
	11.4%	(4.2%)	0.03%	(0.04%)	9.7%	(8.8%)	0.1%	(0.1%)

	民間・財団法人等が主催した研修	
	国内で実施した研修	海外で実施した研修
研修を受講した教員数	2,561 人	192 人
	8.3%	0.6%

※本設問の()内は、平成24年度『国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策』に係る状況調査の平成24年度計画。

【平成25年度計画】

	市町村教育委員会が主催した研修				都道府県・指定都市教育委員会が主催した研修			
	国内で実施予定の研修		海外で実施予定の研修		国内で実施予定の研修		海外で実施予定の研修	
実施した(または計画している)教育委員会の数	190	(60)	5	(10)	37	(20)	7	(6)
	10.9%	(3.5%)	0.3%	(0.6%)	55.2%	(29.9%)	10.4%	(9.0%)

	民間・財団法人等が主催した研修	
	国内で実施予定の研修	海外で実施予定の研修
研修を受講した(または計画している)教員数	3,016 人	181 人
	9.8%	0.6%

(5) 小中連携の状況【平成24年度実績・平成25年度計画】

※本設問の()内は「平成23年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査」、「3. 小中連携の状況」、平成22年度実績及び平成23年度計画の結果。

①実施状況

※実施内容が②ア～ウのいずれかに該当する場合、「実施した(する)」とする。

	平成24年度実績		平成25年度計画	
中学校区総数	9,627	(9,173)	9,653	(9,149)
実施した(する)	6,764	(5,810)	7,246	(6,623)
全中学校区に占める割合→	70.3%	(63.3%)	75.1%	(72.4%)
実施しなかった(しない)	2,863	(3,363)	2,407	(2,526)

②取組内容

【それぞれの項目に該当する中学校区数を示している。】

	平成24年度実績		平成25年度計画	
ア. 情報交換 (互いの取組・実践を情報として交換する。) 例: 授業参観, 年間指導計画の交換	5,958	(4,925)	6,401	(5,678)
取り組んでいる中学校区の割合	61.9%	(53.7%)	66.3%	(62.1%)
イ. 交流(情報交換した内容について研究協議する。 互いの学校で授業を行う。) 例: 指導方法等についての検討会, 授業参観後の研究協議、 中学校教員による小学校での授業	4,510	(3,978)	4,891	(4,584)
取り組んでいる中学校区の割合	46.8%	(43.4%)	50.7%	(50.1%)
ウ. 小中連携したカリキュラムの作成	1,107	(787)	1,296	(1,122)
取り組んでいる中学校区の割合	11.5%	(8.6%)	13.4%	(12.3%)

平成25年度公立高等学校・中等教育学校(後期課程)における英語教育実施状況調査の結果について

1 調査項目

1. 生徒の英語力に関すること

- (1) 生徒の英語力の状況
- (2) 学習到達目標の「CAN-DOリスト」による設定・公表及び達成状況の把握の状況

2. 英語を使用する機会の増加に関すること

- (1) 授業における, 生徒の英語による言語活動時間の割合
 - ①普通科等
 - ②英語教育を主とする学科
- (2) 「話すこと」及び「書くこと」における外国語(英語)表現の能力を評価するためのスピーキングテスト及びライティングテスト等のパフォーマンステストの状況
 - ①普通科等における実施の有無及び実施回数
 - ②英語教育を主とする学科における実施の有無及び実施回数
- (3) 外国語指導助手(ALT)等の活用状況
- (3) -① ALT等の年間活用総授業時数(平成24年度実績・平成25年度計画)
- (3) -② ALTの活用人数の状況
- (3) -③ ALTの任用・契約形態の状況
- (3) -④ 外国人教員,外国人非常勤講師及び海外経験を積み高度な英語力をもつ日本人英語教員の採用状況
- (4) 外国人教員、外国人非常勤講師の免許の取得状況

3. 英語担当教員の英語力・指導力等に関すること

- (1) 英語担当教員の英語力の状況
- (2) 英語担当教員の海外留学経験等の状況
- (3) 授業における, 英語担当教員の英語の使用状況
 - ①普通科等
 - ②英語教育を主とする学科
- (4) 英語担当教員に対する集中的な研修の実施状況(平成24年度実績・平成25年度計画)
- (5) 英語担当教員による校内研修等の実施状況(平成25年度計画)
 - ①英語担当教員同士の授業公開の実施
 - ②英語担当教員による指導と評価に関する研修の実施
- (6) 中学校との連携(平成25年度計画)
 - ①英語教育に関する中学校・高等学校の連携
 - ②連携している取組内容
 - ア. 情報交換
 - イ. 交流
 - ウ. その他

2 調査対象学校数

1. 学校及び学科について

〈学校等数〉	(平成25年度)	(平成24年度)	(平成23年度)
ア. 学校総数 (高等学校及び中等教育学校後期課程)	3,492	3,516	3,317
イ. アのうち英語教育を主とする学科を有する学校数 〈学科数〉	140	140	142
ウ. アにおける普通科等の数	5,854	6,036	5,616
エ. アにおける英語教育を主とする学科の数	144	142	145

※平成23年度「『国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策』に係る状況調査」においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市では、調査は行っていない。

3 調査基準日

特に指定がない場合、平成25年12月2日を基準日としている。

平成25年度「英語教育実施状況調査」の結果概要

(公立高等学校・中等教育学校後期課程)

1. 生徒の英語力や学習到達目標について ≪「提言1」に関すること≫

- (1) 高等学校第3学年に所属している生徒のうち、英検準2級以上を取得している生徒は11.0%。取得はしていないが英検準2級以上相当の英語力を有すると思われる生徒は20.0%で、合わせると31.0%となり、平成24年度調査結果と同じ。
- (2) 「CAN-DO リスト」の形で学習到達目標を設定している学科は33.9%で、その内46.7%の学科では達成状況を把握している。平成23年度調査結果より「CAN-DO リスト」の形で学習到達目標を設定している学校は29.9ポイント増加している。
- (3) 「話すこと」や「書くこと」の能力を評価するスピーキングテストやライティングテストを実施している普通科等は、必修科目の「コミュニケーション英語Ⅰ」で54.0%、選択科目の「英語表現Ⅰ」で64.9%となっている。

2. 英語を使用する機会の増加について ≪「提言3」に関すること≫

- (1) 普通科等における授業に占める英語を用いた言語活動の時間は、「おおむね言語活動を行っている」と「半分以上の時間、言語活動を行っている」を合わせた教員は、「コミュニケーション英語基礎」が29.9%、「コミュニケーション英語Ⅰ」が41.4%、「英語表現Ⅰ」が41.9%となっている。
- (2) 高等学校における英語の授業で活用するために雇用等しているALTの総数は2,428人。ALT総数に占める割合は、JETプログラムによるALTが最も多く59.9%(平成24年度60.4%)。次いで、JETプログラム以外で自治体が独自に直接雇用しているALTが18.2%(同15.9%)、請負契約によるALT11.9%(同15.0%)と続き、派遣契約によるALTは5.2%(同5.0%)となっている。
- (3) 高等学校で英語の授業を担当している正規の教員のうち外国人教員は9人(平成24年度13人)、外国人非常勤講師は10人(同3人)。

3. 英語担当教員の英語力・指導力、学校・地域における戦略的な英語教育改善について ≪「提言4」に関すること≫

- (1) 英語担当教員のうち、英検準1級以上又は TOEFL の PBT 550 点以上、CBT 213 点以上、iBT 80 点以上又は TOEIC 730 点以上を取得している者は、全体では 52.7% (平成24年度 52.3%)。当該試験の受験経験のある者は、全体の 75.5% (同 74.6%) となっている。
- (2) 普通科等における英語担当教員の英語使用状況は、「発話をおおむね英語で行っている」と「発話の半分以上を英語で行っている」を合わせた教員の割合が、「コミュニケーション英語基礎」で 36.9%、「コミュニケーション英語 I」で 53.1%、「英語表現 I」で 46.8% となっている。
- (3) 都道府県・指定都市が主催した英語担当教員に対する研修の実施状況は、平成 24 年度に国内研修を実施した教育委員会が 56.7% (平成 23 年度 31.3%)、海外研修が 11.9% (同 6.0%) となっており、増加傾向にある。

平成25年度公立高等学校・中等教育学校(後期課程)における英語教育実施状況調査

1. 生徒の英語力に関すること

(1) 生徒の英語力の状況

- 「英検準2級以上相当の英語力を有すると思われる生徒数」とは、英検準2級以上は取得していないが、相当の英語力を有していると英語担当教員が判断する生徒の人数を指す。

※本設問の()内は、「平成24年度『国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策』に係る状況調査」の結果。

	高等学校第3学年に所属している生徒数…(a)	(a)の内、英検を受験したことがある生徒数…(b)	(b)の内、英検準2級以上を取得している生徒数…(c)	(a)の内、英検準2級以上相当の英語力を有すると思われる生徒数[(c)以外]…(d)	(c)と(d)の計
普通科等	699,313 人 (728,795人)	228,184 人 (248,663人)	72,922 人 (73,243人)	139,155 人 (148,579人)	212,077 人 (221,822人)
	((a)に占める割合)→	32.6% (34.1%)	10.4% (10.0%)	19.9% (20.4%)	30.3% (30.4%)
英語教育を主とする学科	7,699 人 (8,056人)	6,493 人 (6,282人)	5,021 人 (4,733人)	2,099 人 (1,872人)	7,120 人 (6,605人)
	((a)に占める割合)→	84.3% (78.0%)	65.2% (58.8%)	27.3% (23.2%)	92.5% (82.0%)
合計	707,012 人 (736,851人)	234,677 人 (254,945人)	77,943 人 (77,976人)	141,254 人 (150,451人)	219,197 人 (228,427人)
	((a)に占める割合)→	33.2% (34.6%)	11.0% (10.6%)	20.0% (20.4%)	31.0% (31.0%)

(2) 学習到達目標の「CAN-DOリスト」による設定・公表及び達成状況の把握の状況

- 「CAN-DOリスト」とは、英語を使って実際にどのようなことができるようになるのか、その能力を記述したものを指す。
- 「公表」とは、「学校だより」や「英語科通信」等で紹介したり、学校のホームページに掲載したりなどすることで、生徒、保護者及び地域住民に広く伝えていく状態のことを指す。
- 「達成状況の把握」とは、テスト等の実施により、学習到達目標の達成状況を客観的に把握している状態を指す。

※本設問の()内は、「平成24年度『国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策』に係る状況調査」の結果。

	「CAN-DOリスト」により学習到達目標を設定している学科数…(a)	(a)の内、「CAN-DOリスト」を公表している学科数	(a)の内、達成状況を把握している学科数
普通科等	1,960 (209)	498 (76)	905 (155)
	33.5% (3.7%)	8.5% (1.4%)	15.5% (2.8%)
	((a)に占める割合)→	25.4% (36.4%)	46.2% (74.2%)
英語教育を主とする学科	71 (23)	31 (14)	43 (16)
	49.3% (15.9%)	21.5% (9.7%)	29.9% (11.0%)
	((a)に占める割合)→	43.7% (60.9%)	60.6% (69.6%)
合計	2,031 (232)	529 (90)	948 (171)
	33.9% (4.0%)	8.8% (1.6%)	15.8% (3.0%)
	((a)に占める割合)→	26.0% (38.8%)	46.7% (73.7%)

2. 英語を使用する機会の増加に関すること

(1) 授業における、生徒の英語による言語活動時間の割合

「外国語(英語)」の授業において、ペア・ワークやグループ・ワーク等で生徒が英語で言語活動をしている時間の、1単位時間の授業に占める割合(%)

- ペア・ワークやグループ・ワーク等とは、生徒間でのやり取りを基本とする。ただし、教員が英語を用いて、生徒とやり取りを行う時間等も含めること。
- 言語活動とは、現行の学習指導要領に規定されている言語活動のこと。
例:「聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、情報や考えなどについて、話し合ったり意見の交換をしたりする。」など。
- 英語担当教員とは、教員免許「外国語(英語)」を所有し、かつ調査時点で英語の授業を担当している管理職、教諭、助教諭及び常勤講師を指す。非常勤講師は除く。
- 該当学科ごとに、1単位時間で生徒が英語で言語活動している時間のおおよその割合に該当学科を担当する教員数を示している。

①普通科等

(ア)「コミュニケーション英語基礎」

授業に占める言語活動の時間の割合	該当する英語担当教員数		合計
授業中、おおむね言語活動を行っている (75%程度以上～)	53	人	6.6%
半分以上の時間、言語活動を行っている (50%程度以上～75%程度未満)	188	人	23.3%
半分未満の時間、言語活動を行っている (25%程度以上～50%程度未満)	313	人	38.8%
あまり言語活動を行っていない (～25%程度未満)	252	人	31.3%
			806

(イ)「コミュニケーション英語Ⅰ」

授業に占める言語活動の時間の割合	該当する英語担当教員数		合計
授業中、おおむね言語活動を行っている (75%程度以上～)	1,131	人	11.2%
半分以上の時間、言語活動を行っている (50%程度以上～75%程度未満)	3,047	人	30.2%
半分未満の時間、言語活動を行っている (25%程度以上～50%程度未満)	4,027	人	39.9%
あまり言語活動を行っていない (～25%程度未満)	1,891	人	18.7%
			10,096

(ウ)「英語表現Ⅰ」

授業に占める言語活動の時間の割合	該当する英語担当教員数		合計
授業中、おおむね言語活動を行っている (75%程度以上～)	690	人	11.3%
半分以上の時間、言語活動を行っている (50%程度以上～75%程度未満)	1,868	人	30.6%
半分未満の時間、言語活動を行っている (25%程度以上～50%程度未満)	2,307	人	37.7%
あまり言語活動を行っていない (～25%程度未満)	1,249	人	20.4%
			6,114

②英語教育を主とする学科

(エ)「コミュニケーション英語Ⅰ」

授業に占める言語活動の時間の割合	該当する英語担当教員数		合計
授業中、おおむね言語活動を行っている (75%程度以上～)	38	人	41.3%
半分以上の時間、言語活動を行っている (50%程度以上～75%程度未満)	23	人	25.0%
半分未満の時間、言語活動を行っている (25%程度以上～50%程度未満)	16	人	17.4%
あまり言語活動を行っていない (～25%程度未満)	15	人	16.3%
			92

(オ)「総合英語」

授業に占める言語活動の時間の割合	該当する英語担当教員数		合計
授業中、おおむね言語活動を行っている (75%程度以上～)	115	人	34.1%
半分以上の時間、言語活動を行っている (50%程度以上～75%程度未満)	122	人	36.2%
半分未満の時間、言語活動を行っている (25%程度以上～50%程度未満)	65	人	19.3%
あまり言語活動を行っていない (～25%程度未満)	35	人	10.4%
			337

(カ)「異文化理解」

授業に占める言語活動の時間の割合	該当する英語担当教員数		合計
授業中、おおむね言語活動を行っている (75%程度以上～)	124	人	46.4%
半分以上の時間、言語活動を行っている (50%程度以上～75%程度未満)	77	人	28.8%
半分未満の時間、言語活動を行っている (25%程度以上～50%程度未満)	48	人	18.0%
あまり言語活動を行っていない (～25%程度未満)	18	人	6.7%
			267

(2)「話すこと」及び「書くこと」における外国語(英語)表現の能力を評価するためのスピーキングテスト及びライティングテスト等のパフォーマンステストの状況

- 「各校の実施回数」とは、当該学科・学年の生徒全員を対象としたテストについて、1校当たりの回数を指す。
- 音読テストは、本調査においては、「読むこと」の技能を評価するものとし、スピーキングテストに含めない。
- ライティングテストは定期テストの出題も含む。ただし、学習指導要領に示す言語活動(例:「コミュニケーション英語Ⅰ」であれば、「聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、情報や考えなどについて、簡潔に書く」)などに沿った評価とし、語彙、語法、文法知識のみを問うような問題は含めない。

①普通科等における実施の有無及び実施回数

	実施する		実施しない	
	回数	割合	回数	割合
(ア)「コミュニケーション英語基礎」	137	39.1%	213	60.9%
(イ)「コミュニケーション英語Ⅰ」	1,671	54.0%	1,423	46.0%
(ウ)「英語表現Ⅰ」	1,167	64.9%	630	35.1%

【実施する学科がある場合の各学校の実施回数の合計を示している。】

		(ア)	(イ)	(ウ)
スピーキングテスト	スピーチ	204	1,232	742
	インタビュー(面接)	206	1,380	654
	プレゼンテーション	134	968	642
	ディスカッション	11	196	48
	ディベート	4	77	56
スピーキングテスト総合計		559	3,853	2,142
ライティングテスト(エッセイ等)		226	2,101	2,261
その他(※下記に詳細記述)		33	259	101

※「その他」を選択した学科がある場合、その内容を記述する(同様の内容のものはまとめる)。

スキット(寸劇)、英文暗唱、リスニングテスト、音読テスト、日常会話、道案内、プレゼンテーション、show & tell、speechテスト、リスニング工業英語検定など。

②英語教育を主とする学科における実施の有無及び実施回数

	実施する		実施しない	
(エ)「コミュニケーション英語Ⅰ」	16	48.5%	17	51.5%
(オ)「総合英語」	93	75.0%	31	25.0%
(カ)「異文化理解」	81	71.7%	32	28.3%

【実施する学科がある場合の各学校の実施回数の合計を示している。】

		(エ)	(オ)	(カ)
スピーキングテスト	スピーチ	10	104	93
	インタビュー(面接)	15	79	57
	プレゼンテーション	18	105	119
	ディスカッション	3	23	93
	ディベート	5	13	24
スピーキングテスト総合計		51	324	386
ライティングテスト(エッセイ等)		36	205	124
その他(※下記に詳細記述)		2	23	8

※「その他」を選択した学科がある場合、その内容を記述する(同様の内容のものはまとめる)。

ペアートークによる英語のtimed conversatoin・スキット(寸劇)時事英語にてインタビュー形式のスピーキングテストなど。

(3) 外国語指導助手(ALT)等の活用状況

- 各自治体や学校によって様々な呼称があると考えられるが、本設問における「ALT」とは、英語の授業などで、計画的・継続的に活用している外国人のことを指す。英語以外の外国語を担当するALTは含めない。

(3) - ① ALT等の年間活用総授業時数(平成24年度実績・平成25年度計画)

- 1単位時間は50分として計算する。単位時間の計算によって生じた小数点以下端数については、全て切り捨てて計算する。
- (a)では、各学校の第1学年から第3学年までのすべての学級における外国語(英語)の年間総実施時数の合計を示している。
(b)では、(a)のうちALT等を活用した総授業時数の合計を示している。
- (a)には、外国語の授業以外(総合的な学習の時間)の時数は含めない。選択教科の外国語は含む。
- 英語以外の外国語の授業時数は含めない。

ア ALT等の年間活用総授業時数【平成24年度実績】

① 普通科等

	(a)総実施時数の計	(b)ALT等活用総授業時数の計	(a)に占める(b)の割合
ALT(※任用・契約形態は問わない)	9,653,024	803,665	99.7%
留学生や、日本人で英語に堪能な地域人材		2,080	0.3%
合計	9,653,024	805,745	8.3%

② 英語教育を主とする学科

	(a)総実施時数の計	(b)ALT等活用総授業時数の計	(a)に占める(b)の割合
ALT(※任用・契約形態は問わない)	300,709	72,514	98.8%
留学生や、日本人で英語に堪能な地域人材		889	1.2%
合計	300,709	73,403	24.4%

イ ALT等の年間活用総授業時数【平成25年度計画】

①普通科等

	(a)総実施時数の計	(b)ALT等活用総授業時数の計	(a)に占める(b)の割合
ALT(※任用・契約形態は問わない)	9,676,236	819,423	99.6%
留学生や、日本人で英語に堪能な地域人材		3,515	0.4%
合計	9,676,236	822,938	8.5%

②英語教育を主とする学科

	(a)総実施時数の計	(b)ALT等活用総授業時数の計	(a)に占める(b)の割合
ALT(※任用・契約形態は問わない)	258,437	68,527	98.7%
留学生や、日本人で英語に堪能な地域人材		877	1.3%
合計	258,437	69,404	26.9%

(3)－②ALTの活用人数の状況

- 人数は、年間の契約人数の総数ではなく、調査基準日時点での人数。
- 「その他のALT」とは、地域人材のネイティブ・スピーカーなどが含まれる。
- 「高等学校におけるALT活用人数…(a)」とは、中学校等と兼務している人数も含む。同一ALTが複数の高等学校で活用されている場合は、1名とカウントしている。

※本設問の()内は、「平成24年度『国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策』に係る状況調査」の結果。

	高等学校におけるALT活用人数…(a)	(a)の(カ)合計人数に占める割合	(a)のうち、中学校等と兼務するALT活用人数…(b)	(b)の(カ)合計人数に占める割合
(ア)JETプログラムによるALTの人数	1,455 人 (1,592人)	59.9% (60.4%)	91	67.9%
(イ)自治体が独自に直接雇用しているALTの人数	441 人 (418人)	18.2% (15.9%)	16	11.9%
(ウ)派遣契約によるALTの人数	127 人 (133人)	5.2% (5.0%)	2	1.5%
(エ)請負契約によるALTの人数	290 人 (396人)	11.9% (15.0%)	15	11.2%
(オ)その他のALTの人数	115 人 (96人)	4.7% (3.6%)	10	7.5%
(カ)合計人数	2,428 人 (2,635人)		134	

(3)－③ALTの任用・契約形態の状況

- 複数回答可としている。
- 英語以外の外国語を担当するALTは含まない。

※本設問の()内は、「平成24年度『国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策』に係る状況調査」の結果。

	都道府県	指定都市	市町村	合計	
JETプログラムによりALTを任用している自治体の数	43	11	786	840	(886)
				46.4%	(49%)
独自でALTを直接任用している自治体の数	6	13	434	453	(445)
				25.0%	(25%)
派遣契約によりALTを活用している自治体の数	2	4	258	264	(257)
				14.6%	(14%)
請負契約によりALTを活用している自治体の数	10	6	359	375	(428)
				20.7%	(24%)
その他の方法によりALTを活用している自治体の数	3	2	62	67	(83)
				3.7%	(5%)

(3)一④外国人教員、外国人非常勤講師及び海外経験を積み高度な英語力をもつ日本人英語教員の採用状況

- 「外国人教員」とは、日本の教員免許を所有し、調査基準日時点において英語の授業を担当している者の内、当該指導言語のネイティブ・スピーカー等の日本国籍を有しない者のことを指す。非常勤講師は含まない。
- 「外国人非常勤講師」とは、日本の教員免許を所有し、調査基準日時点において英語の授業を担当している者の内、当該指導言語のネイティブ・スピーカー等の日本国籍を有しない者で、非常勤講師として勤務している者のことを指す。
- 「外国人特別非常勤講師」とは、日本の教員免許を所有しないで、調査基準日時点において英語の授業を担当している者の内、当該指導言語のネイティブ・スピーカー等の日本国籍を有しない者で、特別非常勤講師として勤務している者のことを指す。
- 「海外経験を積み高度な英語力をもつ日本人英語教員」とは、調査基準日時点において高等学校で英語の授業を担当している者(管理職も含む)の内、複数年以上にわたる長期の留学や勤務の在留経験などがあり、ネイティブ・スピーカーと同程度の高度な英語運用能力(目安として、少なくとも英検では1級、TOEFLのiBTでは110点以上、TOEICでは945点以上)を有する者を指す。非常勤講師を除く。

※本設問の()内は、「平成24年度『国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策』に係る状況調査」の結果。

外国人教員数・・・(a)	9	人	(13人)
外国人非常勤講師数・・・(b)	10	人	(3人)
外国人特別非常勤講師数・・・(c)	585	人	(・・・)
海外経験を積み高度な英語力をもつ日本人英語教員数・・・(d)	1,219	人	(1,496人)
合計人数	1,823	人	(1,512人)

(4)一② 外国人教員、外国人非常勤講師の免許の取得状況

外国人教員数・・・(a)	普通免許状	3	人	33.3%	その他	0	人	合計	9	人					
	特別免許状	4	人	44.4%											
	臨時免許状	2	人	22.2%											
外国人非常勤講師数・・・(b)	普通免許状	1	人	10.0%	その他	0	人	合計	10	人					
	特別免許状	0	人	0.0%											
	臨時免許状	9	人	90.0%											

3. 英語担当教員の英語力・指導力等に関すること

(1)英語担当教員の英語力の状況

- 「英語担当教員」とは、教員免許「外国語(英語)」を所有し、調査基準日時点において高等学校で英語の授業を担当している者のことを指す。管理職も含む。非常勤講師は除く。
- 「英語能力に関する外部試験」とは、英検、TOEFL、TOEICを指す。
- 「英検準1級以上等」とは、英検準1級以上以外にTOEFLのPBT550点以上、CBT213点以上、iBT80点以上またはTOEIC730点以上を指す。

※本設問の()内は、「平成24年度『国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策』に係る状況調査」の結果。

該当教員数・・・(a)	(a)の内、英語能力に関する外部試験を受験した経験のある英語担当教員数・・・(b)	(b)の内、英検準1級以上等を取得している教員数・・・(c)
23,368 人 (23,810人)	17,651 人 (17,755人)	12,315 人 (12,455人)
((a)に占める割合)→	75.5% (74.6%)	52.7% (52.3%)
	((b)に占める割合)→	69.8% (70.1%)

(2) 英語担当教員の海外留学経験等の状況

- (a)「英語担当教員」とは、教員免許「外国語(英語)」を所有し、調査基準日時点において高等学校で英語の授業を担当している者のことを指す。管理職も含む。非常勤講師は除く。
- (b)「海外留学経験等」とは、海外にある学校や研修施設等へ通った実績を指す。高等学校卒業段階までに海外に在留し、現地にある学校へ通った経験も含む。

該当教員数…(a)	(a)のうち、海外留学経験等のある英語担当教員数…(b)			
	～1ヶ月未満	1ヶ月以上～半年未満	半年以上～1年未満	1年以上～
23,368 人	2,944 人	2,559 人	2,487 人	2,248 人
((a)に占める割合)→	43.8%			
((b)に占める割合)→	28.8%	25.0%	24.3%	22.0%

(3) 授業における英語担当教員の英語使用状況

①普通科等

(ア)「コミュニケーション英語基礎」	学科を担当する英語担当教員総数	806 人
--------------------	-----------------	-------

	該当する英語担当教員数		合計
発話をおおむね英語で行っている (75%程度以上～)	61	7.6%	806
発話の半分以上を英語で行っている (50%程度以上～75%程度未満)	236	29.3%	
発話の半分未満を英語で行っている (～50%程度未満)	509	63.2%	

(イ)「コミュニケーション英語Ⅰ」	学科を担当する英語担当教員総数	10,096 人
-------------------	-----------------	----------

	該当する英語担当教員数		合計
発話をおおむね英語で行っている (75%程度以上～)	1,528	15.1%	10,096
発話の半分以上を英語で行っている (50%程度以上～75%程度未満)	3,833	38.0%	
発話の半分未満を英語で行っている (～50%程度未満)	4,735	46.9%	

(ウ)「英語表現Ⅰ」	学科を担当する英語担当教員総数	6,114 人
------------	-----------------	---------

	該当する英語担当教員数		合計
発話をおおむね英語で行っている (75%程度以上～)	826	13.5%	6,114
発話の半分以上を英語で行っている (50%程度以上～75%程度未満)	2,035	33.3%	
発話の半分未満を英語で行っている (～50%程度未満)	3,253	53.2%	

②英語教育を主とする学科

(エ)「コミュニケーション英語Ⅰ」

学科を担当する英語担当教員総数	92	人
-----------------	----	---

	該当する英語担当教員数		合計
発話をおおむね英語で行っている (75%程度以上～)	44	47.8%	92
発話の半分以上を英語で行っている (50%程度以上～75%程度未満)	18	19.6%	
発話の半分未満を英語で行っている (～50%程度未満)	30	32.6%	

(オ)「総合英語」

学科を担当する英語担当教員総数	337	人
-----------------	-----	---

	該当する英語担当教員数		合計
発話をおおむね英語で行っている (75%程度以上～)	159	47.2%	337
発話の半分以上を英語で行っている (50%程度以上～75%程度未満)	96	28.5%	
発話の半分未満を英語で行っている (～50%程度未満)	82	24.3%	

(カ)「異文化理解」

学科を担当する英語担当教員総数	267	人
-----------------	-----	---

	該当する英語担当教員数		合計
発話をおおむね英語で行っている (75%程度以上～)	137	51.3%	267
発話の半分以上を英語で行っている (50%程度以上～75%程度未満)	76	28.5%	
発話の半分未満を英語で行っている (～50%程度未満)	54	20.2%	

(4)英語担当教員に対する集中的な研修の実施状況

- 本設問における「集中的な研修」とは、高等学校の英語担当教員を対象として、複数日にわたって学習指導要領に基づく授業の展開方法や、具体的な言語活動の指導や評価の方法などについて理解と実践を深めることで指導力の向上を図る研修(中学校英語担当教員との合同研修も含む)のことを指す。
- 研修の受講が、自費によるものか公費によるものかは問わない。

※本設問の()内は、平成24年度『「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策」に係る状況調査』の平成23年度実績。

【平成24年度実績】

	市町村教育委員会が主催した研修		都道府県・指定都市教育委員会が主催した研修	
	国内で実施した研修	海外で実施した研修	国内で実施した研修	海外で実施した研修
実施した教育委員会の数	6 (4)	0 (0)	38 (21)	8 (4)
	—	—	56.7% (31.3%)	11.9% (6.0%)
研修を受講した教員数	132 人 (16人)	0 人 (0人)	2,964 人 (742人)	37 人 (14人)
	—	—	12.7% (3.1%)	0.2% (0.1%)

	民間・財団法人等が主催した研修	
	国内で実施した研修	海外で実施した研修
研修を受講した教員数	1,554 人	103 人
	6.7%	0.4%

※本設問の()内は、「平成24年度『国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策』に係る状況調査」の平成24年度計画。
【平成25年度計画】

	市町村教育委員会が主催した研修		都道府県・指定都市教育委員会が主催した研修	
	国内で実施予定の研修	海外で実施予定の研修	国内で実施予定の研修	海外で実施予定の研修
実施した(または計画している)教育委員会の数	33 (7)	0 (1)	40 (28)	14 (8)
	—	—	59.7% (41.8%)	20.9% (11.9%)

	民間・財団法人等が主催した研修	
	国内で実施予定の研修	海外で実施予定の研修
研修を受講した(または計画している)教員数	1,580 人	100 人
	6.8%	0.4%

(5) 英語担当教員による校内研修等の実施状況 【平成25年度計画】

① 英語担当教員同士の授業公開の実施					合計
実施している	2,815	80.6%	実施していない	677	19.4%
					3,492

② 英語担当教員による指導と評価に関する研修の実施					合計
実施している	1,928	55.2%	実施していない	1,564	44.8%
					3,492

(6) 中学校との連携 (平成25年度計画)

	連携している	連携していない	合計
英語教育に関する中学校・高等学校の連携	1,001 28.7%	2,491 71.3%	3,492

※連携している学校がある場合、以下の中で該当する欄に学校数を入力すること。

情報交換(指導方法等についての検討会、合同研修の実施等)	548	54.7%
交流(授業参観、高等学校の外国語担当教員による中学校での授業等)	844	84.3%
その他(具体的に以下に記入)	90	9.0%

※「その他」を選択した学校がある場合、その内容を記述する(同様の内容のものはまとめる)。

--

外国語指導助手（ALT）の任用・契約形態別人数と外国語の授業等における活用率

ALTの任用・契約形態別人数

校種／形態	JET プログラム	直接任用	労働者 派遣契約	請負契約	その他	合計
小学校 (小学校のみ)	2,043人 (217人)	1,741人 (810人)	981人 (505人)	1,653人 (1,001人)	1,317人 (1,064人)	7,735人 (3,597人)
中学校 (中学校のみ)	2,275人 (458人)	1,251人 (418人)	1,065人 (642人)	1,492人 (851人)	465人 (257人)	6,548人 (2,626人)
高等学校 (中学校等と兼務)	1,455人 (91人)	441人 (16人)	127人 (2人)	290人 (15人)	115人 (10人)	2,428人 (134人)
計 ※兼務を除く純人数	3,906人 (31.0%)	2,543人 (20.2%)	1,722人 (13.6%)	2,781人 (22.0%)	1,661人 (13.2%)	12,613人

※平成25年度「英語教育実施状況調査の結果より(括弧外の数値は、小中高で重複あり)

ALTの活用率

各学校段階における外国語の総授業時数に占めるALTとティーム・ティーチングを行った授業時数の割合を示す。

	小学校5、6年生	中学校	高等学校
ALTの外国語の授業における活用率	57.9%	21.4%	8.5%

出典:「英語教育実施状況調査」(H25年)より【平成25年計画】
(高等学校は、普通科等に限る)

ALTの活用人数の状況(小学校)

【小学校】

	小学校におけるALT活用人数 …(a)	(a)のうち、小学校のみにおける ALT活用人数
(ア)JETプログラムによるALTの人数	2,043 人	217 人
(イ)自治体が独自に直接雇用しているALTの人数	1,741 人	810 人
(ウ)派遣契約によるALTの人数	981 人	505 人
(エ)請負契約によるALTの人数	1,653 人	1,001 人
(オ)その他のALTの人数	1,317 人	1,064 人

注1 「その他のALT」とは、地域人材のネイティブ・スピーカーなどを含む。

注2 「小学校におけるALT活用人数…(a)」とは、中学校等と兼務している人数を含む。同一ALTが2校以上の小学校で活用されている場合は、1名とカウントしている。

ALTの活用人数の状況（中学校）

【中学校及び中等教育学校（前期課程）】

	中学校における ALT活用人数…(a)		(a)のうち、中学校のみにおける ALT活用人数	
(ア)JETプログラムによるALTの人数	2,275	人	458	人
(イ)自治体が独自に直接任用しているALTの人数	1,251	人	418	人
(ウ)派遣契約によるALTの人数	1,065	人	642	人
(エ)請負契約によるALTの人数	1,492	人	851	人
(オ)その他のALTの人数	465	人	257	人

注1 この調査における「ALT」とは、英語の授業などで、計画的・継続的に活用している外国人のことを指す。（英語以外の外国語を担当するALTは含まない）

注2 人数は、年間の契約人数の総数ではなく、調査基準日（平成25年12月2日）時点での人数。

注3 「自治体が独自に直接任用しているALT」とは、JETプログラム以外のALTで教育委員会が直接雇用契約を結んでいるALTのこと。

注4 「派遣契約によるALT」とは、派遣先（教育委員会）と派遣契約を結んだ派遣元（会社）により派遣されるALTのこと。

注5 「請負契約によるALT」とは、注文主（教育委員会）と請負契約を結んだ請負業者（会社）により派遣されるALTのこと。

注6 「その他のALT」とは、地域人材のネイティブ・スピーカーなどが含まれる。

注7 「中学校におけるALT活用人数…(a)」とは、小学校等と兼務している人数を含む。同一ALTが複数の中学校で活用されている場合は、1名とカウントする。

出典：「英語教育実施状況調査」(H25年)

ALTの活用人数の状況（高等学校）

【高等学校及び中等教育学校（後期課程）】

	高等学校における ALT活用人数…(a)		(a)のうち、中学校等と 兼務するALT活用人数	
(ア)JETプログラムによるALTの人数	1,455	人	91	人
(イ)自治体が独自に直接雇用しているALTの人数	441	人	16	人
(ウ)派遣契約によるALTの人数	127	人	2	人
(エ)請負契約によるALTの人数	290	人	15	人
(オ)その他のALTの人数	115	人	10	人

注1 この調査における「ALT」とは、英語の授業などで、計画的・継続的に活用している外国人のことを指す。（英語以外の外国語を担当するALTは含まない）

注2 人数は、年間の契約人数の総数ではなく、調査基準日（平成25年12月2日）時点での人数。

注3 「自治体が独自に直接雇用しているALT」とは、JETプログラム以外のALTで教育委員会が直接雇用契約を結んでいるALTのこと。

注4 「派遣契約によるALT」とは、派遣先（教育委員会）と派遣契約を結んだ派遣元（会社）により派遣されるALTのこと。

注5 「請負契約によるALT」とは、注文主（教育委員会）と請負契約を結んだ請負業者（会社）により派遣されるALTのこと。

注6 「その他のALT」とは、地域人材のネイティブ・スピーカーなどが含まれる。

注7 「高等学校におけるALT活用人数…(a)」とは、中学校等と兼務している人数も含む。同一ALTが複数の高等学校で活用されている場合は、1名とカウントする。

出典：「英語教育実施状況調査」(H25年)

JETプログラムに係る地方財政措置について

背景

学習指導要領では、外国語の授業において、児童生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得て、ティーム・ティーチングなどの授業を積極的に取り入れ、児童生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、国際理解を深めるようにすること等、指導体制等の工夫が求められている。

また、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」では、平成30年度から段階的に小学校における英語教育の開始時期の早期化、教科化、授業時数増等を実施する方向で検討しており、開始時期の早期化や授業時数増に伴い、外国語指導助手(ALT)が教員を補助する授業コマ数も増加する予定

<従来(平成25年度まで)>

◎JETプログラム

外国語教育の充実と地域レベルの草の根の国際交流の進展を図り、諸外国との相互理解を増進するとともに、わが国の国際化の促進に資することを目的とし、語学指導等を行う外国青年を招致。

<平成25年度実招致人数:4,372人>

※報酬、旅費等の必要な経費について、地方財政措置。

<課題1>JET招致人数の伸び悩みの一因

JET青年に対する生活面でのサポート体制構築が必ずしも十分ではない

<課題2>教育現場でのJET-ALTの課題

学校側との円滑なコミュニケーションが必ずしも十分でなく、JET-ALTの能力が最大限には発揮されていない

<改正(平成26年度から)>

【JETプログラムに必要な経費について、引き続き、地方財政措置】

(平成26年度地方財政措置額:300億円程度)

JET青年1人あたり590万円を地方財政計画に計上

<市町村(標準団体規模10万人)>

単位費用:118万円(590万円×20%) ※一律の措置
補正係数:472万円(590万円×80%)×JET青年実人員

【JETプログラムコーディネーターの配置(新規)】

(26年度地方財政措置額:約10億円程度)(上記300億円の内数)

JET-ALTの地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援するための人材であるコーディネーターの活用に関する経費について、地方交付税措置

JETコーディネーターについての考え方

・1週あたり20時間(※)の職員を、おおむねJET青年10名あたり1名程度配置することが可能な規模を措置(全国計450名程度)。(※JET-ALT来日時に生活支援業務が繁忙になる等、年間を通じてばらつきあり。) <1名あたり単価 220万円(週3日7h勤務@2,000円/h)>

・コーディネーターの主な業務内容は、JET青年の地域における生活や、日本人教師とのコミュニケーションの円滑化、教育現場における能力発揮、地域活動への積極的参加を始めとする地域レベルでの草の根の国際交流を支援。

・平成26年度は都道府県(出先機関等を含む)に配置されたコーディネーターが都道府県内のJET青年(都道府県招致+市町村招致)を担当することを想定。

JETプログラムについて(JET:The Japan Exchange and Teaching)

JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)では、平成25年度までで計5万8千人の外国人が、外国語指導助手(ALT)、国際交流員(CIR)やスポーツ国際交流員(SEA)として職務に従事。我が国の「内なる国際化」の進展に寄与。

- ・1987年に開始された、地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省及び(財)自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下に、外国人青年を招致する事業。
- ・各地で、外国語指導助手(ALT)、国際交流員(CIR)、スポーツ国際交流員(SEA)として活躍。
- ・外国語教育の充実、地域レベルの国際交流、地域の国際化等に貢献。



・実績:平成25年までに、参加した国は63ヶ国、招致者数は累計5万8千人。

平成25年度は合計4,372名を招致(うち、新規招致者数は1,661名)。

米国2,359名(新規884名)、カナダ484名(新規182名)、英国388名(新規143名)、
豪州300名(新規132名)、ニュージーランド255名(新規98名)

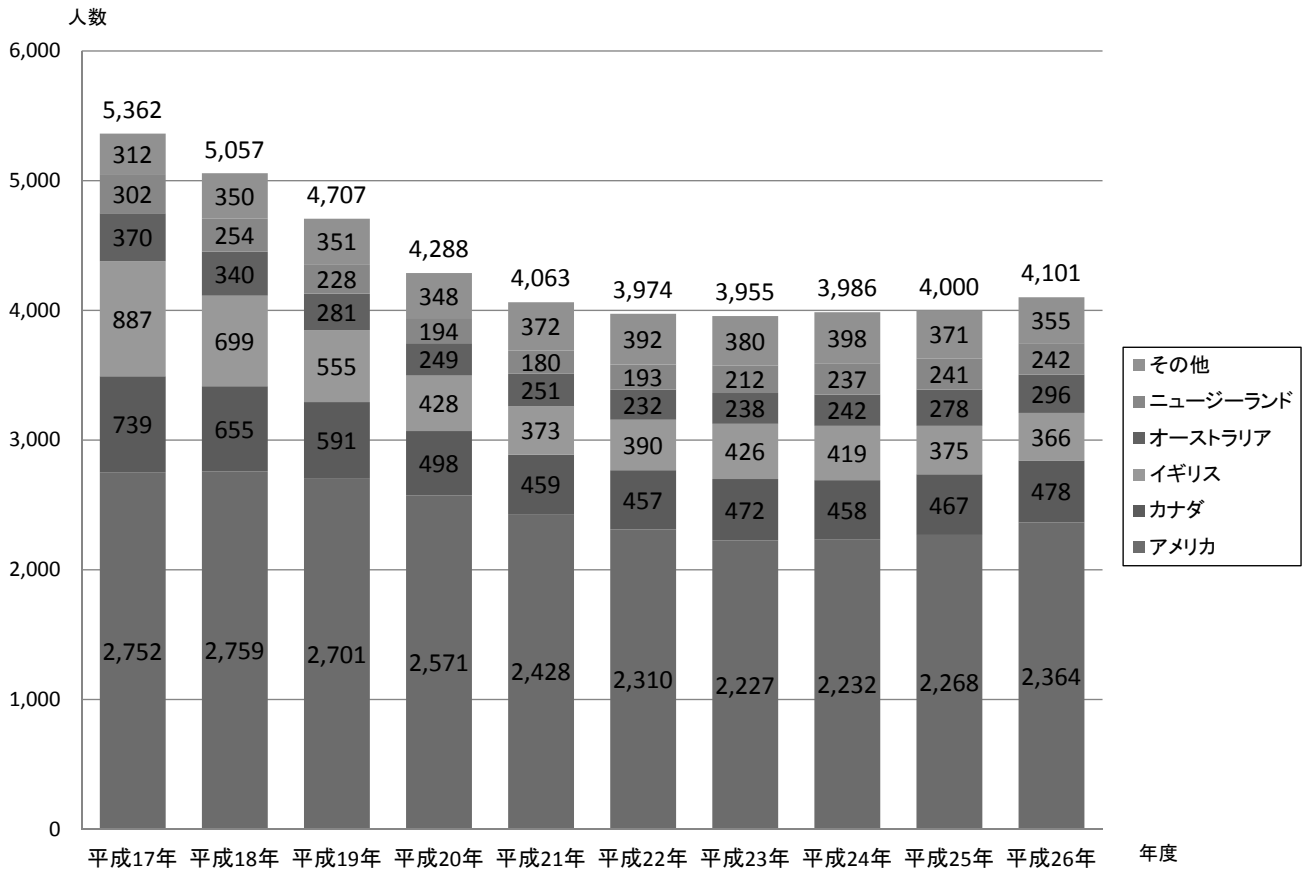
・JETAA(JET経験者の同窓会組織):17ヶ国に52支部、会員数約2万5千人。

我が国と母国との友好関係促進のために、地元で日本や日本文化について紹介したり、日本語教室などを開催したりするほか、JETプログラムの新規参加者への出発前の情報提供、帰国後の就職支援など多彩な活動を行っている。

(平成25年7月1日現在) ※括弧内は前年比

区分	新規招致者	昨年度からの継続	計
外国語指導助手(ALT)	1,500人	2,500人	4,000人(+14)
国際交流員(CIR)	154人	207人	361人(-4)
スポーツ国際交流員(SEA)	7人	4人	11人(+2)
計	1,661人(+125)	2,711人(-113)	4,372人(+12)

JETプログラム参加者数、出身国



JET プログラム参加者に対する研修について

■ 悉皆研修

1. 出発前オリエンテーション [在外公館が実施]

- ・ 来日前に日本の生活文化及び勤務に役立つ知識・情報を提供し、以後の生活・勤務を円滑なものにすることによって、本事業の充実を図る。
- ・ 2日間（大学での講演、日本語講座、日本文化について、英語教授法、ガイダンス等）



2. 来日直後オリエンテーション（7月、8月、4月） [3省、国際自治体化協会]

- ・ 来日直後に日本の生活文化及び勤務に役立つ知識・情報を提供し、以後の生活・勤務を円滑なものにすることによって、本事業の充実を図る。
- ・ 2日間（就業ガイダンス、基調講演、協同授業の在り方、英語教授法等）



3. ALT を対象とした指導力等向上研修 [都道府県で実施]

- ・ 勤務期間の途中で、日本の生活文化及び勤務に役立つ知識・情報を提供し、以後の生活・勤務を円滑なものにすることによって、本事業の充実を図る。
- ・ 都道府県において任用団体に属する全 JET-ALT 対象（同数の日本人教員の参加）
- ・ 2～3日間（講演、テーマ別ワークショップ）

■ 高度な研修（限定された者のみ参加）

4. 中央研修① [文部科学省] (新規)

- ・ 単独で授業を担当したり、来日直後オリエンテーションや域内の ALT を対象とした指導力等研修の講師として活躍したりする者の育成を図る。
- ・ 25人／年（英語教授法の資格及び母国の教員資格を有し、任用団体の推薦を受けた者）
- ・ 3日間（事例交流、マイクロ・トレーニング等）

5. 中央研修② [文部科学省] (新規)

- ・ 域内の指導力等向上研修において運営協力者として活躍する者の育成を図る。
- ・ 25人／年（英語教授の修得に意欲がある者で、任用団体の推薦を受けた者）
- ・ 3日間（英語教授法、指導原理等）

■ 任意の研修

6. そのほか [自治体国際化協会]

日本語通信講座（初・中・上級コース）、TEFL/TESOL 通信講座

7. 終了前研修 [外務省、総務省、自治体国際化協会]

- ・ 帰国後の生活に関する情報・心構えを提供するとともに、母国の産業界等の関係者からの情報提供をすることにより、帰国後の生活の充実と JET プログラム終了後の進路決定に役立てる。JET プログラム同窓会の紹介等を含む。
- ・ 2日間（講演、キャリア形成を促すワークショップ（通訳向け講座など））

外国人教員や海外経験を積み高度な英語力をもつ日本人教員の採用状況

()内は前年度数値

	中学校及び中等教育学校 (前期課程)		高等学校及び中等教育学校 (後期課程)	
	人	(人)	人	(人)
外国人教員数…(a)	8	(7)	9	(13)
外国人非常勤講師数…(b)	9	(17)	10	(3)
外国人特別非常勤講師数…(c)	324	(---)	585	(---)
海外経験を積み高度な英語力をもつ日本人英語教員数…(d)	1,062	(1,590)	1,219	(1,496)
合計人数	1,407	(1,614)	1,832	(1,512)

- 注1 「外国人教員」とは、日本の教員免許を所有し、調査基準日(平成25年12月2日)時点において英語の授業を担当している者の内、当該指導言語のネイティブ・スピーカー等の日本国籍を有しない者を指す。非常勤講師は含まない。
- 注2 本設問において「外国人非常勤講師」とは、日本の教員免許を所有し、調査基準日(平成25年12月2日)時点において英語の授業を担当している者の内、当該指導言語のネイティブ・スピーカー等の日本国籍を有しない者で、非常勤講師として勤務している者を指す。
- 注3 本設問において「外国人特別非常勤講師」とは、日本の教員免許を所有しないで、調査基準日(平成25年12月2日)時点において英語の授業を担当している者の内、当該指導言語のネイティブ・スピーカー等の日本国籍を有しない者で、特別非常勤講師として勤務している者を指す。
- 注4 「海外経験を積み高度な英語力をもつ日本人英語教員」とは、調査基準日(平成25年12月2日)時点において中学校で英語の授業を担当している者(管理職も含む)の内、複数年以上にわたる長期の留学や勤務の在留経験などがあり、ネイティブ・スピーカーと同程度の高度な英語運用能力(目安として、少なくとも英検では1級、TOEFLのiBTでは110点以上、TOEICでは945点以上)を有する者を指す。非常勤講師を除く。

出典:「英語教育実施状況調査」(H25年)

外国人教員の登用について

	根拠法令	教授	手続	件数
①外国において授与された免許状を有する者等の特例に基づく相当免許状の授与(※1)	教育職員免許法第18条	教科の領域全て	都道府県教育委員会による教育職員検定(※3)	163件
②特別免許状の授与(※2)	教育職員免許法第4条、第5条			34件
③特別非常勤講師の届出	教育職員免許法第3条の2	教科の領域の一部に係る事項	任命・雇用する者による都道府県教育委員会への届出	3,176件 (平成23年度、英語の領域、※外国人に限らない)

※1 外国において授与された免許状を所有する者や外国の学校を卒業・修了した者については、教育職員検定に基づき、相当の免許状を授与することが可能となっている。

※2 任命・雇用する者の推薦に基づき、相当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者へ特別免許状を授与することが可能となっている。(授与を受けた都道府県内でのみ使用可能)

※3 教育職員検定は、受験者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者である都道府県教育委員会が行うこととなっており、手続の詳細は都道府県教育委員会規則等で定められている。(教育職員免許法第6条、第20条)

【参照条文:教育職員免許法】

(効力)

第九条 普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、すべての都道府県(中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。次項及び第三項において同じ。)において効力を有する。

2 特別免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

3 臨時免許状は、その免許状を授与したときから三年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

小学校教員の中学校免許教科別教員構成

◆小学校教員のうち、中学校の英語の免許を持っているのは約4%である

(複数回答)(%)

区分	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	職業	職業指導	職業実習	英語	他外国語	宗教
計	11.9	16.9	5.5	6.6	4.1	2.1	6.9	2.7	0.9	3.4	0.1	0.1	0.0	4.1	0.1	0.0
国立	11.9	15.3	8.6	9.5	6.4	5.0	9.1	2.2	0.9	3.5	0.1	0.1	—	3.5	—	—
公立	12.0	17.0	5.5	6.6	4.0	2.1	6.9	2.7	0.9	3.4	0.1	0.1	0.0	4.1	0.1	0.0
私立	7.3	9.6	4.5	6.4	5.7	3.9	8.3	1.1	0.4	1.3	0.1	0.0	—	5.2	0.3	1.0

(注)1. この表は、中学校免許状を所有している教員の免許教科をそれぞれ計上し教員総数で除したものである。
2. 教科区分について、「他外国語」とは英語以外の外国語免許教科のことである。

(参考)小学校教員のその他の免許の保有状況

幼稚園	中学校	高等学校
20.7	62.0	45.2

(参考)小学校本務教員数

390,844人

(参考)小学校教員の中学校免許教科別教員構成(H19)

区分	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	職業	職業指導	職業実習	英語	他外国語	宗教
計	12.0	17.4	5.8	6.9	4.1	2.2	6.6	2.8	0.7	3.5	0.2	0.1	0.0	3.7	0.1	0.0

出典:学校教員統計調査(H22年10月)

教科担任制(専科教員)の実施状況

教科等の担任制の実施状況(小学校のみ)(平成25年度計画)

教科 学年	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	0.5%		0.6%		0.5%	9.2%	3.5%		3.4%	
第2学年	1.3%		1.0%		0.9%	15.9%	7.1%		4.4%	
第3学年	2.5%	3.6%	2.2%	15.9%		34.9%	13.9%		5.0%	
第4学年	2.9%	5.0%	2.5%	24.3%		43.0%	17.3%		5.8%	
第5学年	3.7%	11.4%	4.2%	37.3%		49.2%	18.6%	27.8%	8.1%	5.8%
第6学年	3.8%	12.4%	4.1%	40.2%		51.1%	19.1%	29.6%	8.6%	6.2%

(参考)平成23年度調査

教科 学年	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	0.8%		0.6%		0.4%	8.9%	3.1%		3.4%	
第2学年	1.5%		1.1%		0.8%	14.3%	5.6%		4.1%	
第3学年	3.1%	3.1%	2.3%	14.0%		32.9%	12.1%		5.0%	
第4学年	3.8%	3.9%	2.5%	20.3%		41.0%	15.2%		5.7%	
第5学年	4.3%	8.6%	4.2%	31.8%		47.6%	16.5%	25.7%	7.7%	5.0%
第6学年	4.5%	9.5%	4.1%	34.2%		48.9%	17.2%	27.4%	8.1%	5.5%

※ここでの教科等の担任制とは、教科等について、年間を通じて教科等担任制を実施するものをいう。
※教員の得意分野を生かして実施するものや、中・高等学校の教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものなどを含む。

出典:教育課程の編成・実施状況調査(H25年)

26初教職第6号
平成26年6月19日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人長
殿

文部科学省初等中等教育局教職員課長
高口 努

「特別免許状の授与に係る教育職員検定
等に関する指針」の策定について（通知）

特別免許状は、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与することができる免許状です。

特別免許状については、全国的に制度の利用が進んでいるとは言えない状況や、近年グローバル化に対応した教育環境づくりが喫緊の課題となっている状況を踏まえ、各都道府県教育委員会に対し「平成24年度教員免許状授与件数等調査及び教員免許制度の適切な運用について（依頼）」（平成25年12月19日25初教職第23号）において、その授与の促進について依頼したところです。

このたび文部科学省では、都道府県教育委員会による特別免許状の積極的な授与に資するとともに、特別免許状所有者による教育の質を担保するため、別添のとおり、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を作成しました。

については、都道府県教育委員会においては、本指針を参考にし、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の積極的な授与を行うようお願いいたします。また、特別免許状の授与申請及び積極的な授与を促進する観点から、年数回の申請受付期間を設け、市区町村教育委員会や学校等に周知を行うなど、申請

手続及び体制の整備についてもお願いします。なお、指針中第4章第3節において、「研究開発学校又は教育課程特例校として文部科学大臣の指定を受けている場合」とありますが、当該指定を受けている場合の申請のみならず、受けることを前提とした申請についても、教育職員検定の審査を進めることは差し支えありません。

また、都道府県・指定都市教育委員会及び都道府県知事においては域内の市区町村教育委員会及び所管又は所轄の学校に対して、附属学校を置く国立大学長においては管下の附属学校に対して、それぞれ指針を周知いただくようお願いいたします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局

教職員課教員免許企画室 免許係

Tel : 03-5253-4111 (内線 2453)

Fax : 03-6734-3742

特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針(概要)

- 特別免許状とは、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、都道府県教育委員会が授与する免許状。
- 授与に係る審査基準は、都道府県教育委員会毎に定められている。
- 全国で年間50件程度の授与しかされておらず、制度の利用が進んでいないため、特別免許状の授与の円滑化に向け、文部科学省から各都道府県教育委員会に対し、特別免許状の授与に係る指針を示す。

【主な基準】(1、2及び3を満たすこと)

1. 教員としての資質の確認

(1) 教科に関する専門的な知識経験又は技能(①又は②のいずれかに該当すること)。

① 学校(学校教育法第1条に規定する学校)又は在外教育施設等において教科に関する授業に携わった経験

【最低1学期間以上にわたる概ね計600時間以上】

又は ② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等(企業、外国にある教育施設等におけるもの)

【概ね3年以上】

(例)・企業等における英語等による勤務経験

・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験

・外国にある教育施設における勤務経験

・大学における助教、助手、講師経験 等

(2) 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見(推薦状や志願理由書により確認)

2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により学校教育が効果的に実施されることを確認する。

3. 第三者の評価を通じた資質の確認

学識経験者の面接により、授与候補者の教員としての資質を確認する。

【その他】

- (1) 各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与の要望を酌み取り、適切に手続きが行われるよう、申請手続の整備及び周知を行うこと。
- (2) 勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案、実施すること。
- (3) 基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。
- (4) 特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の5割までとすること(2割を超えて配置する者は、3年以上の学校勤務経験があり、普通免許状所有者と同等に教育活動等を担当できる者とする)。

特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針

平成26年6月19日
文部科学省初等中等教育局教職員課

目次

趣旨.....	1
第1章 教育職員検定において確認すべき事項.....	2
第2章 教育職員検定において確認すべき具体的内容.....	3
第1節 授与候補者の教員としての資質の確認.....	3
第1項 教科に関する専門的な知識経験又は技能.....	3
第2項 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見.....	5
第2節 任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施の確認... 5	
第3節 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通 じた確認.....	5
第4節 付加的観点.....	5
第3章 教育職員検定の具体的な審査方法等.....	6
第1節 教育職員検定の具体的な審査方法.....	6
第2節 特別免許状授与申請手続の整備及び周知.....	6
第4章 その他.....	7
第1節 研修計画の立案、実施について.....	7
第2節 学習指導要領等の共通理解のための体制について.....	7
第3節 特別免許状所有者の配置割合について.....	7
第4節 既に特別免許状を授与された者の任命・雇用について.....	8
第5節 特別非常勤講師制度等の活用について.....	8

趣旨

- 特別免許状は、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与することができる免許状である。
- すなわち、教職課程を経ていないながらも、学校の教員として学校教育に貢献することのできる優れた知識経験等を有する者が授与対象者となる。したがって、特別免許状の授与に当たり行う教育職員検定は、外国の教職課程を経ていることを前提とし行う教育職員免許法第18条に基づく教育職員検定とは異なる。
- 都道府県教育委員会によっては、特別免許状に係る審査基準を具体的に定めていない場合や、審査基準を厳格に定めている場合があり、全国的に制度の利用が進んでいるとはいえない状況である。
- これらのことを踏まえ、都道府県教育委員会による特別免許状の積極的な授与に資するとともに、特別免許状所有者による教育の質を担保するため、以下において、特別免許状の授与に当たり行う教育職員検定等に関する指針を示す。

第1章 教育職員検定において確認すべき事項

教育職員検定においては、主に次に掲げる3点を確認することが適切である。

- 授与候補者の教員としての資質の確認
- 任命者又は雇用者（雇用者は、学校の設置者に限る。以下同じ。）の推薦による学校教育の効果的実施の確認
- 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

具体的な内容は、第2章第1節から第3節に示すとおりである。なお、教育職員検定においては、これらの観点に加え、第2章第4節に示す付加的観点を選択的に用いることも考えられる。

第2章 教育職員検定において確認すべき具体的内容

第1節 授与候補者の教員としての資質の確認

授与候補者の教員としての資質については、第1項及び第2項に掲げる観点を中心に検定を行うことが適切である。

第1項 教科に関する専門的な知識経験又は技能

教科に関する専門的な知識経験又は技能は、教科に関する専門分野に関する職業等の従事経験について、次の①又は②に該当することを確認する。

① 学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたり概ね計600時間（授業時間を含む勤務時間）以上あること。

イ 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設

ロ 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの

ハ 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの

・アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称WASC）

・アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称ACSI）

・グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称CIS）

・スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称IBO）

② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（企業、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。

（例）

- ・企業等における英語等による勤務経験
- ・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験
- ・外国にある教育施設における勤務経験
- ・大学における助教、助手、講師経験 等

【参考：在留資格について】

授与候補者が日本国籍を有していない場合、我が国において教育活動等を行うためには、在留資格を有していることが必要である。

特別免許状の授与及び在留資格の取得に係る主なケースは以下のとおり。

(1) 外国にある教育施設等において教科に関する専門分野に関する勤務経験等がある者に対し、特別免許状を授与する場合

- ①外国にある教育施設等において、概ね3年の勤務経験
↓
- ②教育職員検定を受けるため渡日
【「短期滞在」(15～90日)の在留資格】
↓
- ③教育職員検定合格、特別免許状の授与
↓
- ④教員(講師など)として勤務
【「教育」(3月～5年)の在留資格(注1)】

(注1) 特別免許状の授与後、そのまま我が国での勤務を開始するためには、地方入国管理官署において「教育」の在留資格への変更が認められる必要がある。

(2) 渡日した後に、特別非常勤講師や外国語指導助手(A L T)等として、学校において教科に関する授業に携わり、その経験に基づき特別免許状を授与する場合

- ①特別非常勤講師やA L T等として学校に勤務するため渡日
【「教育」の在留資格(注2)】
↓
- ②特別非常勤講師やA L T等として、1学期間以上にわたる概ね計600時間の勤務経験
↓
- ③教育職員検定
↓
- ④教育職員検定合格、特別免許状の授与
↓
- ⑤教員(講師など)として勤務

(注2) 渡日前に在留資格認定証明書の交付を受けていることが必要(当該申請を行うに際しては、申請人の活動内容等を明らかにする資料として、雇用者等が発行する勤務内容が記された書類等の提出が必要※)。そのためには、学歴要件や報酬要件を満たしていることに加え、A L Tとして勤務する場合は、当該外国語により12年以上の教育を受けていること、外国語以外の科目の指導助手として勤務する場合は、教育機関において当該科目の教育について5年以上従事した実務経験を有していることが必要。

※その他の提出資料の詳細については法務省HPを参照。

(http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/shin_zairyu_nintei10_10.html)

第2項 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見

社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見は、次の①及び②の方法により確認する。

- ① 授与候補者が提出した推薦状（第2節の推薦状とは別に2通以上。勤務予定校以外の日本の学校における学校活動実績がある場合には、当該校の設置法人の役員や校長等管理職による推薦状を必ず含む。）の内容評価
- ② 本人の申請（志願）理由書

第2節 任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による授与候補者の推薦状において、授与候補者を配置することにより学校教育が効果的に実施されることを確認することが適切である。

その際、次の①、②及び③の観点により確認することが考えられる。

- ① 授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容
- ② 授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要性があること
- ③ 第4章第1節～第3節に関する対応状況

第3節 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

授与候補者の教員としての資質について、第三者の評価を通じて確認することが必要である。

授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認は、教育職員免許法第5条第5項に定める学識経験を有する者による面接により行うことが適切である。

第4節 付加的観点

第1節に定める要件を十分に満たさない場合についても、各都道府県教育委員会の判断により、次に掲げる観点のいずれかなどを考慮し、特別免許状の授与を行うことも妥当であると考えられる。

- (例)
- ① 外国の教員資格の保有
 - ② 修士号、博士号等の学位の保有
 - ③ 各種競技会等における成績
 - ④ 大学における教職科目の履修
 - ⑤ 模擬授業の実施による評価

第3章 教育職員検定の具体的な審査方法等

第1節 教育職員検定の具体的な審査方法

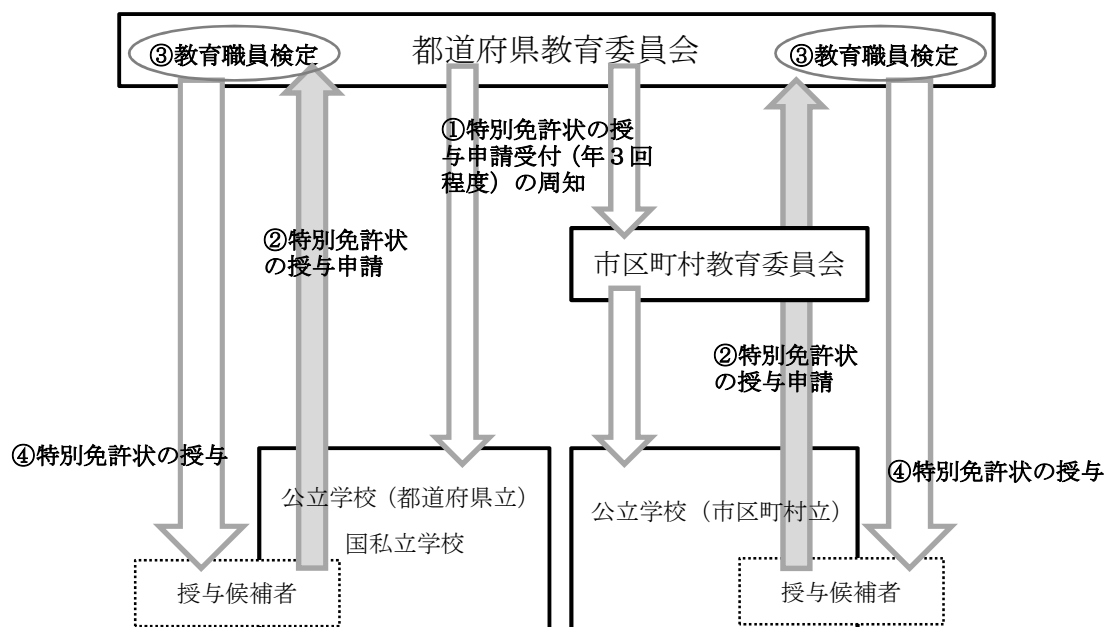
第2章（第3節を除く）に挙げた事項の確認に当たっては、まず、教育委員会における書類審査を行うことが適当である。

その上で、教育委員会が書類審査上合格可能と考える者のみを対象とし、審査結果の概要を学識経験を有する者に伝達の上、当該概要と合致する人物であるかを確認することを目的に、第2章第3節の授与候補者に対する学識経験を有する者による面接を実施し、その評価を聴取の上、教育職員検定の合格を決定することが妥当である。

第2節 特別免許状授与申請手続の整備及び周知

各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与を希望する市区町村教育委員会や学校等の要望を酌み取り、適切に手続が行われるよう、申請手続の整備及び周知を行うことが適切である。

※ 特別免許状授与申請手続の流れ（例）



第4章 その他

特別免許状所有者を任命・雇用する際には、第1節から第5節について十分留意の上、任命・雇用することが望ましい。

第1節 研修計画の立案、実施について

特別免許状所有者は、一般的に、指導計画・指導案・教材の作成、指導方法・指導技術等に通じていないと考えられる。

このため、勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案し、実施すること。

なお、特別免許状所有者は、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動（学級担任を含む）、生徒指導等も担当可能である。特別免許状所有者が、これらについても担当する場合には、上記研修の中で、これらの内容についても扱うこと。

第2節 学習指導要領等の共通理解のための体制について

担当する教科に関する学習指導要領及び教科書の内容の趣旨並びに校務に関する共通理解を図るため、基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。

第3節 特別免許状所有者の配置割合について

特別免許状所有者を指導・支援しながら、学校全体として適切に教育活動を進めることのできる環境を確保するため、特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数（小中一貫や中高一貫の教育課程を編成している場合には、当該課程を担当する全教員数。以下同じ。）の5割以内とすること。このうち、下記※に該当しない特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の2割以内とすること。

なお、主として外国語によって教育を行う場合など教育方針や教育の実施上の特別な理由により上記の特別免許状所有者の配置割合では対応が困難であって、かつ、研究開発学校又は教育課程特例校として文部科学大臣の指定を受けている場合には、この限りではない。

※ 特別免許状の授与を受けた後3年以上の学校勤務経験（当該校に限らない）があり、普通免許状所有者と同等に教育活動及び校務を担当することができると思われる者

第4節 既に特別免許状を授与された者の任命・雇用について

既に特別免許状を授与された者を任命・雇用する場合には、前任校における勤務実績及び評価について確認をすること。

第5節 特別非常勤講師制度等の活用について

特別免許状は、普通免許状と同様に教諭として学校教育活動を行うことが想定される者に対して授与されるものである。一方、教科の領域の一部のみを担当させる場合には、特別非常勤講師の届出により対応することが可能である（この場合、当該教科の免許状を所有し、当該教科を主として担当する教員が当該校に配属されていることが必要）。また、ゲストティーチャーや、当該教科を主として担当する教員とのチーム・ティーチングなど、免許状を所有する教員と常時一緒に授業に携わる場合には、特別免許状の授与や特別非常勤講師の届出は不要である。

なお、各学校の判断により、土曜日の教育活動として、教育課程外の活動を自主的に実施する場合にも、特別免許状の授与や特別非常勤講師の届出は不要である。

教育委員会及び学校においては、個々のケースに応じ最適な制度を活用し、臨時免許状の授与や免許外教科担任の許可を安易に行うことなく、普通免許状所有者と共に地域の人材や知識経験等を有する社会人等を学校に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図っていくこと。